



合併後の一体感を

醸し出すために

合併日を記念日に

問

さまざまな難局を乗り越え、やっと合併にこぎつけた。これから素晴らしい笠間市が運営されるよう、誰もが頑張らなくてはならない。そこで、笠間市民が一体となって市の発展と向上の精神を基本とした記念すべき日として、合併日3月19日を「合併記念日」として設けてはどうか。

答

旧3市町の市民がそれぞれ地域の特色を尊重し、早い段階で一体的な笠間市民の一員としてお互いの信頼関係のもと、新市の基礎を築いていくことは、大変重要なことであり、3月19日の合併日は、笠間市誕生という事実とともに、永久に歴史に残るものと理解している。合併日を記念日として創設するのではなく、例えば市制施行5年目とか10年目などに記念式典を行うことも一つの考えではないかと思う。

「滝川・池野辺線」新設を

問

合併の話し合いの際に「合併すれば、合

併特例債を使って滝川・池野辺線を新設する」という話があった。この道路ができれば、国道50号線や笠間市役所に来るのにも大変便利である。また、この路線は地域の発展にもつながり、大変期待している。いつごろ始まり、完成するのか。

答

この路線は、小原地内の国道50号から滝川地内を通り、旧市町村界をまたぎ、池野辺字太田切を通り、県道真端水戸線に至る延長約3.6kmの新設道路である。

合併協議会で旧市町を結ぶ幹線道路として位置づけられ、地域の一体化を醸成し、早期の合併効果を高めるため、昨年6月に国から事業認定を受け、国庫補助金と合併特例債を使って整備する。具体的には、国道50号から約1.1km区間は、滝川地区の圃場整備事業にあわせて進め、昨年度に一部測量調査に着手した。旧笠間地区内の約2.5kmについても、今年度からルート検討などの調査に入り、整備完了は六、七年後を一つの目標として考えていきたい。

問

市立病院内では、担当する医師が足りず「これから探すしかない」とか、「経営が赤字で困っている」とかさまざまな話を聞く。市内には有名な茨城県立中央病院などもあり、赤字や医師を探したりするのであれば、この際、病院経営をやめ、民間にでも渡してしまつたらよいと思う。思い切った方法も地域活性化につながるのではないか。この病院問題に対し、どのような考えを持っているのか。

答

保健福祉部長
病院は、最低でも3名の医師が必要。しかし前院長の退職後、現在の常勤医師は2名、非常勤医師1名で、医師の増員が必要とされている。

これまでも県や自治医大卒の医師に声をかけたり、国保連合会や全国自治体病院協議会、民間の医師紹介会社などにも斡旋をお願いしているが、なかなか医師の確保には至っていない。今後ともあらゆる手だてを用い、医師の確保に努めていきたい。

また、市立病院は、国民健康保険その他社会保険の指針に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施することや、市における保健施設の中核として、公衆衛生の向上と増進に寄与することなどを任務としている。

今後、経営体のあり方について

でも十分検討していきたい。

ごみ袋の変更を

問

旧笠間地区では、価格が安い上にとっても丈夫なごみ袋で大変便利なものであった。最近、価格も上がり、非常に薄くなり、カラスなどもくちばしでつついてすぐ破れるなど、大変困っている。ある地域では、黄色いごみ袋に変えることで、カラスなどが嫌がって食い散らかさないと報道されている。市民もどうしていいのか思案に暮れている。どう考えるか。

答

市民生活部長
ごみ袋の価格は、合併協議会の環境分科会において、ごみ袋の統一を図ったものである。また、ごみ袋の厚さは、旧笠間市で使っていたものは0.03mmで、0.005mmほど薄くなっている。ごみ袋も最終的にはごみとなってしまうので、ごみの減量化を図ることを考え、また強度はJIS規格に適合しており、旧友部、岩間町でも使用してきた。今後、ごみ袋の色や強度についていろいろな意見が出ているので、一年間の使用状況を踏まえ、考えていきたい。



笠間市合併記念式典



市長のマニフェストと人口減少対策について

行革課題の優先順位は

問 山口市長のマニフェスト中、重点項目の筆頭に挙げた「行財政改革の断行」について、その説明と、特に優先的に取り組むべき課題はどのようなものと考えているのか。

答 市長 今回の市長選挙の公約として、行財政改革の断行について6項目を掲げた。

- ①市の事業を抜本的に見直し、歳出の削減、施策の重点化を進める。
- ②人件費を抑制し、人事評価制度を導入する。
- ③笠間市民病院の経営形態を見直す。
- ④公立の幼稚園、保育所の運営形態を見直す。
- ⑤NPO法人、指定管理者制度、PFI制度の有効活用を進める。
- ⑥市長の給与を削減する。

は、7月1日から行政改革推進室を設置し、行財政改革を推進するための組織を強化し、公立施設の運営形態について調査・検討していきたい。

市の事業の抜本見直しについては、事業の緊急性、必要性を再検討し、実施すべき事業を見直すとともに、コスト意識の徹底、過大投資等の回避など、歳出を抑制するための経費削減を徹底していきたい。

NPOなどの法人については、行政と協働で行政サービスの一部を補完してもらうよう、NPO法人の設立から支援していきたい。

指定管理者制度の導入についても、法律の経過期間が迫っているため、現在、制度導入の指針を設け、各施設に運営方法について見直し作業を行わせている。

人件費の抑制については、今年度定員適正化計画を策定し、職員の見直しを進め、一定期間内では人件費を抑制したい。人事評価制度についても、職員の勤務評定を今年度中に導入する予定である。

市民の介護予防の施策は

問 医療・福祉の充実について、特に、今後さらに急激に進む高齢化社会の到来に備え、本年4月より介護予防に重点を置いた改正介護保険法が施行された。特に市長は介護予防に今後どのような施策を展開していくことを検討しているか。

答 市長 介護予防や生きがいづくりの一環として、在宅で体の不自由な人で適切な歯の治療が受けられない高齢者を対象に、旧笠間市、旧友部町で訪問歯科診療を導入しており、全地域で実施していきたい。また、地域において自主的な介護予防活動が広く実施されるよう、シルバーリハビリ体操指導士などの育成、支援をしていきたい。

高齢者の自主活動も、介護予防の観点から重要であり、支援していきたい。

市民の間でも非常に関心が高まっている健康づくりについて、生き生きとした健康な生活を続けるためには、食生活が重要であるとの観点から、食育については、推進活動を進めていきたい。また、市民や団体の代表者で構成する協議会で、それぞれの役目や健康づくりを協議し、総合的に進めたい。特に、民間主体で組織されている市民

会議や食生活改善推進員などと連携し、子供から高齢者を対象に、幅広く健康づくり運動を推進していきたいと考えている。

人口減少対策にあたって

問 人口減少は日本の多くの地域にとつて21世紀最大の課題であるといわれている中、大都市圏に住んで定年退職を迎える団塊の世代向けに、地域の自然環境や居住性、生活コスト等を売り物にしながら、地方に移り住んでもらおうという試みが展開されている。笠間市には「クラインガルテン」という滞在型市民農園があ

答 市長 陶芸を通じて、あるいは滞在型市民農園の体験者の中で、市内に住居を求め、生活し始められた方がいる。今後もしも笠間市の素晴らしい自然環境の中で、実践などをきっかけに、団塊の世代はもちろん、若者男女多くの方が地域に根差せる環境と施策を展開し、定住者確保に努めていきたい。



シルバーリハビリ体操教室



職員の適正配置と 県立中央病院へ産科・小児科の設置を

職員の適正な配置を

問 本庁と支所との連携が密にとれていないことを追問することがあり、市民からも苦情として寄せられている。また、長期休暇をとっている職員が市民と直接かわる係に配属され、市民サービスが手薄になっているようにも思える。本庁と支所における配置をどのように考えているのか。

答 今回の合併は、今までにない体験であり、想定される状況の中でいかに住民のサービスの低下を招かぬよう、本庁と支所の機能を考え、それに合わせた職員の配置をしたと伺っている。ただ、当初想定されたこと以上の事柄や現状をみた中では、不都合な部分も出てきているので、これからの職員の配置などに反映させていきたい。

長期休暇、長期休職者の窓口や現場配置による市民サービスへの影響については、現在、消防職員を除く一般職員の中で長

期休職者はいないが、育児休業や産休を取得している職員が10名ほどおり、必要に応じて人事の配置や産休代替臨時職員などにより対応している。また、疾病などにより療養休暇を取得している職員は、現在8名ほどいる。病気やけがは事前に予測できない部分もあり、その状況に応じて対応している。短期間であれば課内での対応、長期になれば臨時職員または休職扱いによる人事の配置などで、市民のサービスの低下を招かないよう努めており、今後もそのように行っていきたい。

専門職については、土木職とか福祉職とかは、特に必要になってくるのではないかと思う。

職員の姿を市民活動の中に

問 施政方針の中で、市長は「行政サービスの一部を市民の皆様と協働で行ってきたい」と述べている。それには、職員の姿を市民活動の中に位置づけることが大切。職員の中には、同好会やスポーツ少年団などで長年指導している方もいる。より多くの方が積極

極的にボランティアに参加することにより、市民の理解を得られるのでは。ボランティアの育成についての考えを伺う。

答 ボランティアそのものは、自らの意思に基づいて自分で行うことを、できる範囲の中で行うことであり、強制されてやるものではないと考える。

既に地域の中で、消防団やスポーツ少年団の指導など、活動に多くの職員が積極的に参加しているが、市の事業や関連する事業、イベントなど、また社会事業の中に参加し、市民の意見や考え方を聞くことは、市民との連携を考えるよい機会でもあり、ボランティアとは別に、市民との協働という意味でも、今後も積極的に参加を促し、市政のサービス向上につなげていきたい。

県立中央病院への要望を

問 市内には産科・小児科病院が少ないため、子育てに不安があり、24時間受け入れの総合病院での診療を希望している方が大勢いる。これらの医者不足は全国的な問題となっている。市民の安心な生活を守るために、市内唯一の総合病院である茨城県立中央病院に、産科・小児科の診療の設

置を強く要望すると思う。市長の考えは。

答 市長 04年4月より医師研修制度改革が始まり、新卒の医師の臨床研修制度が義務化され、研修の方法も変化した。これまで研修医は各大学に所属し、研修先の病院へ派遣されるのが一般的であったが、制度改革により、研修医と病院がマッチングで研修先が決まり、研修医の希望が中央の有名病院に集中するようになった。その結果、大学病院は人手不足となり、大学が医局の医師不足を補うために、病院に派遣していた医師を

引き上げるケースが増えている。

県立中央病院においても、これまでの産科医師がすべて大学に引き上げられ、現在患者の受け入れができない状態となっている。また、小児科についても、同じような状況にあり、現在、診療は非常勤医師が対応しているため、当直体制がとれず、入院ができない状態となっている。

市民の安全な生活を守るために、県に対し早急に元の診療体制がとれるよう、強く要望していききたい。



茨城県立中央病院



行政改革と 合併特例債について

人口規模にあった計画を

問 市政の運営上、人口規模に合った計画が必要。将来の人口規模をどのようにみているのか。

答 市長
また、合併により、人口、面積が大きくなった中で新市の発展を考えたとき、中心はもとより全体的な発展をどのように考えているか。

問 国勢調査データでは人口増加の傾向にあったものが、平成17年には減少した。17年人口動態統計月報年計(概数)では、明治32年以降初めて自然増加率がマイナスとなり、予想以上の早いスピードで人口減少時代に突入したといわれている。人口減少時代に対する施策を定め、その効果とあわせて、データの集積と分析を行い、総合計画に反映していきたい。

問 行革はサービス低下を招くのでは

答 市長
地方分権が進み、市の行政量全体が増加する中で、改革により、職員のリストラ、賃金の抑制、また

多数の臨時職員を雇用することは、行政の継続性、職務への意欲の低下を招くのでは。また、行政改革は市民への負担増とならないか。市民生活にかかわる福祉・医療などのサービス低下を招くような行政改革は行わべきではないのでは。

問 国、県からの事務移譲がなされ、少子高齢社会が進み、子供や高齢者の視点と時代の要請に基づき幅広い行政課題が出現し、職員の増加要因がふえる環境の中で、効率化の行政運営と財政の健全化をすることが最も重要なことと認識している。

答 市長
市では、行政改革大綱を平成19年3月までに策定し、単に効率性、経済性による人員削減、歳出削減を図るだけでなく、住民の視点で満足度の高いサービスと個性にあふれる質の高い政策を提供できる、簡素で効率的な行政システムの構築を検討していきたい。また、経費の一般的な抑制、組織のスリム化、効率化、事務事業の目的、目標の明確化、公共事業の規模、内容、効果などを精査していかなければならない。その過程で、住民サービスの低下を招かないようにしたい。

慎重なる合併特例債の使用を

問 合併特例債を136億円としている。その使用目的は何か。また、市の負債残高が年間予算を上回っている原因は何か。負債の増となる合併特例債の使用は慎重であるべきではないか。

答 市長
「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」を実現するため、都市基盤の整備や教育文化の充実などの事業実施に合併特例債を使用していく。ただし、100%交付税措置されないもので、事業の必要性や事業内容を検討し、将来の負担を軽減するよう努力していきたい。負債残高の大きな原因は、一般会計の起債残高のうち3分の1が減税補てん債など国の制度によるものである。ただし、これらの元利償還に当たっては、交付税により予算措置される。合併に伴い、常備消防分の起債も新たに加わっている。

介護保険と国保の見直しを

問 この4月から介護保険が増税され、実質的に5段階となっている。第1段階の負担が重く、改善が必要では。福祉事務所長

答 今回の介護保険料の

改定では、国の制度に沿ったものであり、低所得者に配慮し、保険料段階を細分化し、6段階になったものである。

問 国保は6月以降に見直しがあるが、殊に資産割の調整が必要では。また、国保の滞納者は20%を超えている。経済的に厳しい世帯への減免措置が必要では。

答 市民生活部長
3市町で差がある国保は、合併後早急に統一することで協議されてきた。不公平感を生じさせないためにも、できるだけ早く統一していきたい。

エコフロかさまの認識は

問 今もって地元との協定が結ばれないエコフロンティアかさまの現状をどう認識しているか。また、監視委員会には原告団が除かれている。委員の選出をやり直すべきでは。

答 市長
協定は締結されていないが、地域振興事業や地域環境整備は遵守している。地元を理解を求めながら、締結に向けて動きかけていきたい。

問 監視委員会は、施設稼働の安全確保について監視活動するものであり、原告の方々は、施設の建設や操業そのものに反対していることから、監視委員にな

り得ない。

問 開かれた処分場とされているが、情報開示が不十分であるなかで、市は現状を常にとどのように把握しているのか。

答 市長
事業団は、電光掲示板によるモニタリング結果の掲示や、ホームページの開示など情報提供に努め、市は、監視委員会の毎月開催や職員の派遣などにより、状況把握に努めている。地元福田地区には事業団が随時報告しているが、今後は広く市民に広報していきたい。



エコフロンティアかさまのモニタリング掲示板



友部駅周辺整備のスケジュールと 登下校時の安全確保を

まちづくりプランの考えは

18年度予算の中で
友部駅橋上化ならび
に南北自由通路工事や北口駅前
広場建設工事などに関し、都市
計画マスタープランなどを含
め、まちづくりプランをどう考
えているのか。また、年度ご
との工事費と工期の予定は。

都市建設部長
旧友部町の都市計画
マスタープランでは、友部駅北
側地域は新しくできる駅北口の
玄関にふさわしい土地利用へ転
換し、また、駅南側の地域は魅
力ある商業空間や利便性の高い
住環境の整備を進めるとしてい
る。

駅北口に隣接する南友部地区
では、計画的な土地利用を誘導
するため、南友部地区計画を都
市計画決定し、住宅や商業など
の適正な誘導に加え、市街地の
骨格となる道路や下水道の整備
に着手している。

駅南口地域では、具体的なま
ちづくりについて、商工会や地
元の関係者と協議を進めていき
たい。

今年度から新笠間市の都市計
画マスタープランを策定し、広

域的視点からの検討を加え、よ
り良いまちづくり計画ができる
よう努め、地域整備の推進に取
り組んでいく。

友部駅周辺整備事業の工期の
予定は、平成16年度に着手し、
20年度までの5力年計画で実施
している。事業費は、16年度約
1億円、17年度約8億円、今年
度21億円、来年度16億円、20年
度約2億円程度、合計で48億円
を予定している。

周辺の住民がどの
ように住まい、商業
を行うか、基本的なまちづくり
にならないとおかしいと思う。
新市のマスタープランの中にど
れだけ住民の意向を反映できる
のか。

新しい都市計画マス
タープランの策定においては、
地域単位に住民懇談会を行い、
意見をいただき、具体的に計画
に乗せられるよう、進めていき
たい。

通学の安全対策を

最近、下校時に
おき込まれる事故や事件に
巻き込まれる事態が数多く発生
している。通学路に当たる来栖地

内の市道（笠）0230号線は、
安全・安心の面から、対策が必
要と考えるが。

この道路は、幅員が
狭く、見通しの悪い状況にあり、
交通安全上不安が残る道路と認
識している。早期に安全が図ら
れるよう、通学路の看板設置や、
視界が確保されるようの敷き
部分の草刈り、歩行者の一時待
避スペースの確保などを行って
いきたい。なお、本地区には、
合併関連道路である「来栖本戸
線」が計画されているので、こ
の路線に代わって安全な通学路
が確保できることになる。

来栖本戸線の事業は、
何年計画で行うのか。
今年度調査に入り、
今後、用地取得の作業に入ると
いくが、合併特例債が使える
10年というタイムリミットがあ
る。できるだけそれを上回るよ
うな形で、七、八年で完了でき
るよう、最善の努力を尽くす。

旧笠間市では一般
袋を発注してきた。旧友部町、
岩間町は随意契約を行ってきた
と思う。今回の随意契約した理
由と今後の契約方法は。

市民生活部長
ごみ袋の発注は、20

ごみ袋の発注は、20

エコフロかさまの引き渡しは

エコフロンティア
かさまの業者から事
業団への引き渡し時期はいつ
だったのか。

事業団の理事になっている市長
は、いつ、どのようにして引き
渡しの連絡を受けたのか。

市民生活部長
飛灰処理装置の取り
かえ作業の終了、COの目標値
が安定的に満足する見通しが得
たことが、3月9日に事業団か
ら機旧笠間市長に報告され、同
時に引き渡し完了したことも
報告されたと聞いている。

「引き渡し済みだ」という連絡がい
まだ我々議員にはないことにつ
いてどう考えているのか。本稼
働と開業とは別なのか。

各議員に連絡がない
ことは、私も聞いていない。今
後はそのようなことがないよう
にしたい。また、「開業は平成
17年8月1日」というチラシは
出している。



建設中の友部駅橋上化及び自由通路



国保税の引き下げと「内心の自由」の保障について

国保税の引き下げを

問 国保税の値上げ、滞納者の増加という悪循環に陥っている。国保に占める無職者の割合は約半数に

なっており、4人に1人は70歳以上の高齢者となっている。国保加入者の所得は、他の健保と比べ44%と低く、逆に国保税は、率とも2倍以上になっている。しかも、定率減税や老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、国保の課税控除額の引き下げなど所得が減っているにもかかわらず課税額が上がり、大変重い負担となっている。笠間市では、滞納世帯は20%を超えている。この事態を改善するためには、一般会計からの繰り入れを増額し、国保税の引き下げを行うことが必要では。

答 市民生活部長

一般会計からの繰り出しは、明確に基準が定められている。国保税のかわりに一般会計からの繰入金で賄うことは、国費と保険税で賄うという国保財政の基本原則を逸脱することにも、市全体の税金を一部国保加入者で使うということになり、税の公平性の立場から問題ではないかと考える。

問 滞納世帯に対し、制裁措置として短期保険証、資格証明書が発行されている。医者にかりたくても

かかれない状況がつけられ、早期発見・早期治療が求められていることに逆行している。短期保険証、資格証明書などの発行を取りやめるべきでは

答 市民生活部長

短期保険証、資格証明書の発行は、滞納者との面談の機会を増やすことによって、国保税の納付促進を図るものである。国民健康保険の相互扶助共済の基本理念からして、国保税の納付促進を図ることは、制度の骨幹にかかわる問題でもあるので、今後も発行していきたいと考えている。ただ、資格証明書は、特別な事情がある場合、適用除外の規定もあるので、考慮していきたい。

障害者自立支援法について

問 障害者がサービスを受けるとき、原則1割負担となり、多くの方が月1万円から3万円の負担増となった。経済的負担は大変で、

受けるサービスの量を減らす。

施設利用をやめる。施設から退所者もでるなど自立を妨げるもの。市独自の支援策が必要ではないか。

答 保健福祉部長

今回の改正で、生計を一にする世帯範囲で負担能力を判断し、負担軽減措置などにより、世帯の家計への影響に配慮されている。施設入所者などについては、地域生活移行への基本的な考え方があり、サービス利用意向調査と生活実態を十分に勘案された中で支給決定される。利用者の1割負担の助成・減免は、現段階では考えていない。

問 施設や事業に対する報酬単価が引き下げられ、月額制から日割制になった。このため、施設に支払われる運営費が減収になっている。施設の経営難は、サービスの悪化につながる。市の手だては。

答 保健福祉部長

月額から日割になったことで、事業者が極端に減収とならないように、補給給付がある。多機能型の事業が可能になったことや、定員の取り扱いが柔軟になったこと、施設の食事提供などの外部委託に関する規制が緩和されるなど、事業者の営業努力幅が拡大され、事業収入が及ぼす影響は考えにくい。

教育問題について

問 笠間市内小中学校の教育では、「内心の自由」が保障されているか、また、評価についてどのように考えているか。

教育予算の拡充を図り、30人学級の確立をすることへの見解は。

公平でなければならない教育行政で、給食費に格差が生まれたことは問題である。旧笠間、旧岩間に出している米飯や牛乳への補助を旧友部にも出し、旧友部町の格差の是正と父母負担の軽減を求める。

答 教育長

国を愛する心情的評価という心の評価は大変難しい。

と思う。市内の学校の通信表では、このような評価項目は入っていない。

30人学級は、現在1学級40人という基準からすると、きめ細かな指導ができと思う。国や県では、1学級の基準人数を少なくし、きめ細かな少人数指導ができる体制をつくっている。市でも、ティーム・ティーチングで指導するため、県と連携して、講師7名配置している。センター方式と自校方式などの違いにより、旧市町間で給食費に差がある。今後、笠間給食センターの建替え計画と併せ、給食の方式や給食の内容などを検討する中で、給食費の父母負担額についても検討していきたい。



短期保険証と資格証明書



交通渋滞の緩和と健康文化ロードの設定について

交通渋滞の解消を

問 国道50号稲田地区の交通渋滞は、長年の課題で緊急車両の通行に支障を来している。上り下り2車線にすれば幸いだが、なかなか難しい。迂回路として来栖本戸線を早期実現しては。

答 都市建設部長
交通渋滞を解消すべく、国・県とも連携をとりながら、取り組んできたが、解決に至っていない。この地区の渋滞解消の一つとして、J R水戸線の南側を走る道路計画が浮上してきた。今回の合併に際し、(仮称)来栖本戸線として整備対象路線に位置づけられ、今年度からは調査に入る予定。早期完成に向けて積極的に取り組むたい。

就農支援策について

問 05年度農業白書では、定年退職を迎える団塊の世代を含む中高年が、新規就農者の主体になるとしている。団塊の世代に対する自治体の就農支援の動きも広がっており、地域の実情を踏まえ、人材を幅広く確保することが重要

答 産業経済部長
団塊の世代は、定年退職を迎える。05年度農業白書では、新規就農者の主体になるとしている。団塊の世代に対する自治体の就農支援の動きも広がっており、地域の実情を踏まえ、人材を幅広く確保することが重要

だと強調している。定年退職者に対し、就農支援に取り組むために、農業NPOの推進を図ってはどうか。

答 産業経済部長
笠間市の農業でも、従事者の高齢化、後継者不足、従事者の減少傾向が顕著である。市では、JAや農業改良普及センターなど農業関係機関と会議を持ち、就農希望者や定年帰農者、NPO法人、営農支援組織の育成、耕作放棄地対策を図るべく、土地利用全般にわたって検討しているところである。

問 若年層の就労を促すため、フリーターやニートも含めた農業就労体験などに取り組んでは。

答 産業経済部長
若者の農業に対する意向や就労をめぐる情勢の変化を踏まえ、当市でも農業関係機関と連携し、長期的な視点に立ち、多様な農業体験の場の提供を進めていきたい。

笠間健康文化ロードを

問 笠間には文化施設がたくさんある。今は車社会であり、滞在時間が短

いのが現実である。いかに滞在時間を長くするかが、笠間観光の中心課題である。

そこで、笠間芸術の森公園、佐白山、笠間稲荷を結んだ歩道をつくってはどうか。空き店舗などに休憩所を設け、一日中滞在していただければと思い、(仮称)笠間健康文化ロードをつくってはどうか。

答 産業経済部長
佐白山、稲荷神社周辺から芸術の森公園との周遊性を持たせる観光ルートを設定し、市内への誘導を図る事業を計画している。また、佐白山、北山公園、愛宕山への周遊性を視野に入れ、グリーン・ツーリズム、アグリ、スカイロジック、広いエリアと知的資源を十分に活用しながら、新しい笠間市として魅力あるまちづくりを推進し、通年型や滞在型観光を念頭に置いて進めていきたい。

問 つつじ園の料金収入は、値上げにより増えているが、入園者数は減少している。そこで、つつじ園に大型バスが上られるよう工夫してはどうか。

答 産業経済部長
つつじ園は、非常に眺望がよい半面、山の上ということで、課題・問題も多く抱えて現在に至っている。一番の課題はつつじ祭り期間中たくさんの方が来ているが、期間外になると閑散としてしまうこと。大

型バスが上れないことも一つの大きな要因と考える。観光基本構想に盛り込み、道路整備をし、年間を通して人を引きつけていきたい。

男女共同参画社会の表彰を

問 男女が対等に暮らしていきける社会づくりに先駆的に取り組んできた個人、団体、事業所を表彰する制度を設けてはどうか。

答 市長
男女共同参画社会における表彰制度の取り組みにつ

ては、茨城県が平成7年度から実施しており、男と女・ハート二一功労賞表彰推薦要領に基づき、毎年推薦依頼があり、実施以来、平成17年度までに個人の24、団体が26、事業所が19と表彰されている。

その他、意識啓発のために標語などの募集やフォーラム、セミナー、講演会の開催など、県と市町村などが同様の取り組みを実施している現状がある。県と市町村で取り組む方が効果のあるもの、身近な市が取り組んで効果のあるものなどを検討していきたい。



国道50号線の稲田交差点



市民に見える政治と 今後の土地利用構想について

交付税の比較と 予測推計は

問

三位一体改革による地方税財政制度の改革により、合併支援措置があったとしても、歳入そのものをみれば、既に限界の域に達しているのではないかと。3自治体の合併以前の交付税合計と現在の額の比較と今後の予測推計は。

答

総務部長

合併前、昨年度の交付税が旧笠間市は29億7000万円、旧友部が16億円、旧岩間が7億6600万円、合わせて53億3600万円、今年度予算では58億4600万円、5億1004万円、9.6%の増である。増の要因は、普通交付税に合併補正分、特別交付税に包括算入分を見込んでいること。今後、合併後10年間の交付税では、合併算定替えにより合併がなかった場合の普通交付税の額を保証し、さらに5力年間には激変緩和措置を講じるものとされている。また、合併特例債元利償還金の対する交付税措置があるので、合併後約10年間は、大きく削減されるとは考えていない。しかし、合併算定替えは

一時的であり、合併特例債の交付税措置は、起債の償還に対するものである。今後、さらに厳しい財政運営が迫られるものと考えている。

問

18年度予算中に、補助金交付金がいっぱいあるが、何か改革したか。

私は、1市2町を集めた予算だと思つ。合併を承知していないが、問題ありきという支出、補助金や補償金の中に不正があるのではないかと。

答

市長

今回の予算は問題ありきという認識は持つていない。ただ、見直す必要があるものは補正予算などで見直したい。

山口市長の政治信条は

問

財政難が引き続き懸念される中、財政改革の実行、実現に向け、笠間全市民に見える政治のあり方について、山口市長の政治信条を聞きたい。市民に見える政治のあり方として、今定例会で市長は、給与20%カットを選挙公約に基づき実行する。改革の本丸の底辺とは、給与などの義務的経費の削減とどうなるか。

その中で、議会費の問題はどうなのか。本来あるべき議会議員のあり方について熟知している前県議会議員、現笠間市長という立場で包括的な答弁を願いたい。

答

市長

私の政治信条は、公平公正な政治を第一に掲げ、行政運営していきたいということ。

今定例会において、行財政改革への取り組みを始め、財政状況に鑑み、市長の給料月額20%を削減する条例を提出させていただいた。これは、私の選挙公約を実現するものである。

さらに、今後の行財政改革で、行政改革推進室を設置し、大綱や集中改革プランを市民とともに作成し、健全な行政運営に努めていきたい。

議会運営は、議員の協議により行われるべき。議会は市民の代表であり、その自覚を持って活動しているので、財政厳しい中ではあるが、必要な予算を確保すべきと考える。

土地利用の具体的 構想と県との連携は

問

新市づくりにかけるビジョンの一つとして、関係する遊休地利用について、優先順位3件を掲げてほしい。また、畜産試験場跡地の問題について、民間企業の単独

参入が難しいことや、地元住民の53%を占める公園、スポーツ施設、文化施設という土地利用に関する要望を踏まえ、土地利用の具体的構想と県との連携について聞きたい。

答

市長

笠間市所有の土地の主なものは、旧笠間市飯田に山林約26万㎡、下市毛に雑種地4万㎡、南友部に雑種地約2万2000㎡、下郷（岩間駅前）に6240㎡などがある。現在、具体的な活用の方針が定まっていないので、検討していきたい。

市有地ではないが、県の畜産試験場跡地として39.1haという広大な面積がある。地域振興の観点から極めて重要な土地である。その利用に当たり、県の中心として県全体に寄与す

る施設、定住人口または交流人口の増加に資するもの、立地条件を生かせる施設などの整備を目標に、総合計画に反映していきたい。

県では、売却を原則とし、地域振興の観点から、地元と十分に協議するとの方針が出されており、これまでも、県を中心に地元である旧友部町を交えた協議検討が行われてきた。状況は刻一刻と変化しているので、そのときそのときに住民との話し合いを進め、整備目標に沿った利用計画の策定を、県と協議しながら進めていきたい。

市の遊休地の優先順位は、具体的に詰めていない。ただ、遊休地がどのぐらいあるか調査するとともに、東京の県企業立地推進本部に、その情報を提供し、企業誘致を図ってきたい。



広大な面積の県畜産試験場跡地



道路運送法第80条と 火災報知器の設置について

道路運送法80条 への市の対応は

問 平成16年3月に国土交通省自動車交通局長から通知が出され、NPOなどによる福祉有償運送は、市において運営協議会を設け、必要が認められた場合には、国が許可することになった。

本市での福祉有償運送の現状と幼児・児童の有償運送サービスが受けられなくなっていることに対する、市の対応は。

答 福祉事務所長 「道路運送法第80条第1項」は、自家用自動車有償で運送してはならないという規定で、ただし書きによって「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合については、許可を受けて運送することができるとなっている。

旧笠間市・旧岩間町・旧友部町の社会福祉協議会のリフト車（福祉専用の車両）については、市町村の協議会を通じ、その許可をもって現在運行しているところである。

また、構造改革特別区域計画（セダン特区）認定を受け、旧友部町社会福祉協議会と「パル・ともへ」では、福祉車両以外

のセダン車両で、通院ならびに介助サービスの業務を行っている。

ただし書きの福祉有償運送については、通達で条件が示されている。一会員登録を受けた者ならびに付添い人、介護保険法に基づく要介護者と要支援者、身体障害者法による身体障害者の手帳交付者、その他肢体不自由・精神障害・知的障害等により単独では移動が困難であつて、公共交通機関を利用することが困難な者一これに合致しない場合は有償運送が許可されないため、「パル・ともへ」でやっていた児童に対する送迎については大変苦慮しているところである。

問 児童を対象とした有償運送サービスについて対応するには、「ファミリサポートセンター事業」を立ち上げるしかないのではない

か。

答 福祉事務所長 旧笠間市・旧友部町で「ファミリサポートセンター事業」と同じような形で子育てサポート事業を実施している。（旧笠間市：協会員29名・利用者約20名、旧友部町：協会員約60名・利用会員40名）。

送迎の関係については、県に問い合わせたが、「交通機関を利用するなり、個人の自家用車を使わない方法でやっていただくよう指導をしている」という回答で、市の方でも苦慮している。

今後よりよい方策があれば、検討していきたい。

問 県外でタクシースタンドの事業として「子育てタクシー」というのをやっているところがある。市が「ファミリサポートセンター事業」を起せば、そういう事業をできるのではない

か。

答 福祉事務所長 「ファミリサポートセンター事業」は国の制度であつて、一つの目安として百人以上である。現在笠間市ではその半分以上なので、今後需要や希望があれば、そのような制度も勉強し、積極的に対応していきたい。

義務付けられた火災警報器設置は

問 消防法の一部改正により、既存住宅は平成23年6月までに火災警報器を設置、維持することが義務づけられた。

既存住宅についての猶予期間を、消防法で5年としているところを、本市では2年しか設けていない理由は何

か。

答 消防長 総務省消防庁からの「運用通知」の中で、「本条例の改正趣旨は急速な高齢化の進む中で、住宅火災による死者が急増しているという現状に鑑み、早急に既存住宅への適用環境を整え、原則2年後、遅くとも3年後として検討いただきたい」という旨の指導があり、一日も早い整備が必要であると判断し、2年間の猶予期間とした。

問 市営住宅の火災警報器設置の現状と、設置が必要な場合の費用は市と入居者のどちらが負担するの

か。

答 都市建設部長 現在市営住宅には火災警報器は設置されていない。

問 「自分のところは自分で守る」という認識の中で設置する趣旨のものであり、価格も数千円から流通している

ので、助成制度はない。しかし、独居高齢者に対する助成などは、近隣市町村の動向を踏まえ、議論を深めていきたい。

今後消防署の指導を受けながら、早期にすべての住宅に、住宅施設の一つとして市が負担し、整備する方向で検討していきたい。

問 既存住宅への設置推進を図る上で、一定の条件で助成したり、高齢者世帯への対応など対策を図る必要があるのではない

か。

答 消防長 「自分のところは自分で守る」という認識の中で設置する趣旨のものであり、価格も数千円から流通している

ので、助成制度はない。しかし、独居高齢者に対する助成などは、近隣市町村の動向を踏まえ、議論を深めていきたい。

消防長



車いすで乗れるリフト車



危険な生活道路と 少子化対策について

佐白山に登る道路側溝に蓋を

問 笠間市道0234号線、佐白山に登る道路の側溝のふたがなく、危険な状態なので、改善願う。

答 都市建設部長
この路線は、佐白山方面に延びる山岳道路である。また、笠間城址やつづじ山方面への観光道路にもなっている路線である。

そのため、道路わきの側溝は、路面の雨水に加え、山の斜面から流れ落ちる雨水も併せて受けている。

また、この路線の通過する地域は、鎌倉時代からの歴史的資産が多く残り、歴史の重みを感じられる地域でもあり、笠間県立自然公園にも指定され、豊かな自然植生が残る地域でもある。

そのため、山の斜面からの雨水の流入に支障がないよう、また地域の雰囲気も損なうことがないよう、地域の皆様の意見も聞きながら、その対応について検討していく。

問 何も原形を崩して修繕をするのではなく、まず、やれることは、木材

によるふたができるのでは。木材をよく燃して、あまの原形でふたをするということとは可能だと思うが。

答 都市建設部長
そういった工夫も、真摯に考えさせていただき、また地域の方々の思いもある中で、いろいろ話し合いを持ちながら、できることについて検討していく。

友部駅西踏切歩道橋の修繕を

問 旧友部町の里道踏切、友部駅よりの歩道橋が全面的にさびている。修繕してほしい。

答 都市建設部長
この踏線橋は、昭和44年に友部町が、踏切の遮断時間ながいことや踏切の幅員が狭いことから、歩行者用の踏線橋として建設したものである。その後、昭和58年に再塗装工事をJRに委託し実施したところであるが、現在では、塗装の劣化が目立ってきている。

そのため、JR側と塗装に関する協議を持っているが、JR側から、今回の塗装に当たっては、平成7年の阪神・淡路大震

災を受け、設計基準の見直しが行われていることから、塗装時には耐震補強が必要ではないかとの話も出されており、これも言め、現在検討しているところである。

マル福支給制限額を見直しては

問 少子化対策について、国や県はいろいろ施策を出しているが、女性の社会進出、高学歴による晩婚化、価値観の多様化、子育てにお金がかかりすぎる、企業や社会など環境整備の不備、いずれも間違っていないだろうが、すべてではない。しかし、何より少子化の要因は、若い世代が子育てや結婚そのものに魅力を抱かなくなっているのではない。子供を産み育てる喜びよりも、苦勞の方がまさってしまうのが実態のように思われる。

市では、少子化対策として、新市での次世代育成支援行動計画を策定することある。

私は、市として、マル福支給制限額を見直すことを願っている。

答 市民生活部長
市の単独事業として、医療福祉にかかわる認定の際の所得制限については、県内においても実施している自治体もあるが、当市においては、合併を機に、市の単独事業として、マ

ル福自己負担の全額支給をしているところである。

これは、外来に対しては、一日600円で一ヶ月2日を限度とし、入院に対しては、一日300円で一ヶ月10日を限度としている。今年度予算では、5300万円を計上している。そのため、現時点では、さらに市の単独事業の制度拡大は、今のところ考えていない。

問 少子化対策をいうなら、「財政がない」、ないではなく、新笠間市で合併すると同時に、「こういう素晴らしいことができた」と、それが県を動かす、国を動かすのだから、考えてみるべきと思うが。

所得制限の撤廃なども16市町村あるが、それら市町村については、今度はマル福自己負担の肩代わりの方が少なくなる。両方という市町村は、あまり見受けられない。

答 市民生活部長
マル福自己負担額の肩代わりは、県内44市町村で、当市と東海村の2市村のみ。その他の市町村もあるが、全部該当するのはこの2市村のみである。



佐白山に通じる市道（笠）0234号線



スポーツの振興と 祝日のごみ収集の実施を

市長の色を予算に

問 今回の定例会において、施政方針が示され、その方針に基づいて、山口丸が順風満帆のうちにスタートした。

平成18年度予算の編成に当たって、新市長独自の新しい考え方や発想が事業展開の中に生かされていると考えるが、特にどのような点に山口市長色を発揮したのか。

答 市長 平成18年度の予算編成においては、基本的に、合併協議の内容を尊重しつつ、私の選挙公約でもある福祉バスの運行調査費や市政懇談会の経費などを盛り込んでいる。また、放課後児童クラブの施設建設の検討、教育施設の耐震化工事費の見直し、その他事務事業について、私の考え方を事務方に指示したところである。

総合型地域スポーツクラブの誕生に向けて

問 スポーツ振興に当たって、その核となる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、組織づくりの推進

を図っていくとの提言があるが、総合型地域スポーツクラブとは、具体的にどのようなスポーツクラブの誕生を意図しているのか。また、現時点における検討状況などについても、併せて伺う。

答 教育次長 総合型地域スポーツクラブは、小学校区あるいは中学校区を一つの地域として、地域の教育力を生かして、スポーツだけではなく、文化活動も含め、地域の皆さんが主体的に管理運営していただくものである。地域の連帯感や教育力の向上を図りながら、地域住民の健康づくりと高齢者の生きがいづくりの場とし、地域で子供を守り育てることができ、豊かな地域社会をつくることを意図している。

今後、地域住民と既存のスポーツ団体への理解の促進、スポーツとまちづくりに対する情熱を持つ地域のリーダーの確保。活動拠点となる施設の整備など、体育指導員、体育協会、スポーツ少年団、既存のスポーツクラブ、学校など、地域内の多方面の方々から意見をいただき、検討していきたい。

これからの町民運動会は

問 これまで、楽しく実施してきた町民運動会は、引き続き何らかの形で実施できるように検討すべきではないか。

答 教育次長 現在アンケート調査を行っているが、74.1%の回収率で、「実施しない方がよい」という回答が65%。このことを踏まえ、市内には、地域団体や社会福祉協議会、公民館などが事業主体となつて開催している運動会もあるので、地域の意見を伺いながら、このような市民主導型の運動会へ転換して、市民のスポーツ交流を図れるような事業を展開できるように検討していきたい。

問 体育協会はこれまで旧市町ごとに設立されており、旧市町のスポーツ振興のリーダー的組織として活躍していた。合併に伴ってこの体育協会の組織の一元化に向けてどのように指導しているのか。

答 教育次長 体育協会の組織力の強化、競技力の向上など、合併効果を上げるためにも、旧3市町の体育協会の一元化は必要なことであり、今年から話し合いに入っている状況。今後は、各体育協会からの代表者で構成す

る「笠間市体育協会設立準備委員会」（仮称）を立ち上げ、合併スケジュール、組織、規約などについて検討し、平成19年度の新体育協会の設立を目指していきたい。

可燃ごみの祝日収集を

問 月曜日が祝日となつたときの次の収集日には、特にごみが多く出る。容量の小さい集積場では、ごみ袋が外にあふれてしまい、散乱し、汚さが目につく。今年度から、元日を除く月曜日の祝日計5回の日収集が休みとなる現在の制度を改正して、祝日のご

み収集については、笠間市だけでは判断できるものではないので、友部地方広域環境組合、その中に水戸市も入っている。さらに委託業者のこともあるので、今後とも検討していきたい。

答 市民生活部長 現在、可燃ごみについて、週2回収集している。2回とも連続して祝祭日に当たる場合には、臨時収集を実施し、最低1回はごみを出せるように対処している。

祝日収集については、笠間市だけでは判断できるものではないので、友部地方広域環境組合、その中に水戸市も入っている。さらに委託業者のこともあるので、今後とも検討していきたい。



友部地区子ども会球技大会



市政懇談会の実施と AEDの設置を

市政懇談会の実施を

問

1市2町の合併により、地域性による格差もあり、市長の「公平公正なまちづくり」の基本理念により、各小学校単位の中で、各種団体や児童生徒、小中学校の意見や年代別の若い世代と意見交換の場を設け、あらゆる角度から市政懇談会を実施してほしい。

答

市長 市政懇談会は、市内小学校区14カ所で開催し、各種団体との意見交換についてもできれば開催していきたい。

また、児童・生徒・年代別の若い世代との意見交換については、市内各所でいろいろな行事やイベントが行われている。私自身、そういうものに積極的に参加していきたいと考えており、そういう中で、若い世代の皆さんと交流を深めながら、意見をくみ上げていきたい。

指定管理者制度の導入は

問

市で予定される指定管理者制度導入施設は、何件くらいあるか。また、どのような目標をいつごろまでに明確にしているのか。

答

総務部長

旧笠間町で1施設、指定管理者制度を導入している。今後導入する施設は、6施設が該当する。また、来年度以降に導入を検討している施設は、5施設になると思われる。

介護予防事業の進め方は

問

高齢化比率が増加していく中で、医療費を増大させないためには、保健予防に力点を置いた医療にしていけることが重要。今回の医療制度改革では、予防対策に取り組むことが盛り込まれた。特定高齢者に対する介護予防事業をどのように進めていくのか。

答

保健福祉部長

特定高齢者に対する介護予防は、今回、新たに設けられた地域包括支援センター、保健センターなど、連携を図りながら、通所型介護予防事業においては、機能訓練事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業など介護予防ケアプランを作成し、個別の目標に沿ったプログラムを提供することで、介護予防を図っていきたい。訪問型介護予防事業においては、閉じこ

福祉バスの運行拡大を

問

路線バスが廃止された地域で、通院や買い物などに不便を来している交通弱者が多い。これから、市全体を視野に置き、旧笠間市内を巡回している福祉バス路線に加え、拡大路線の検討をする必要があると考えるが、いかがか。

答

市長公室長

現状の分析調査や市民の意向把握を行い、その必要性、運行目的などを明確に設定した上で、コミュニティバス、デマンド交通システムといった形態も選択肢としながら、利用者負担も含めた経費の試算、乗車人員の確保といった課題を整理し、具体的な方向性を導き出していきたい。

AEDの設備を

問

いつ、どこで突然のけがや病気に襲われるか予測できない。病院に行くまで、家庭や職場でできる手当が必要。公共の建物や人の多く集まる場所へ、AED(自動体外式除細動器)を設置する目標数と、救急救命講習の実施を市職員に積極的に進めようとはどうか。

答

消防長

平成16年7月1日に厚生労働省の規制緩和により、非医療従事者がAEDを使用することが可能になった。

現在消防本部では、各署1台ずつ3台配備されているほか、民間でも3台配備されている。多数の人が出入りする事業所、市内の公共施設などに設置願ひ、特に公共機関へは、財政のこともあり、関係部局と協議し、計画的に整備推進を図りたい。

「立志の船」の継続を

問

旧友部町で実施している「立志の船自

然体験教室」。来年度以降の継続は難しいか。

答

教育次長

この事業は、ふるさと創生人材育成基金を原資として実施してきた。集団生活の中で望ましい人間関係を築き、協調性や連帯意識を高めるために、大変意義のある事業と思っているが、保護者・行政側の負担や学校行事などを考えると、全市での実施は非常に難しく、廃止の方向で検討していきたい。また、全市の公平を図っていく観点から、同じような目的で行われている宿泊学習などの充実に向け、検討していきたい。



市消防本部に配備されているAED



よりよい行政と市民とのかわり 18年度予算編成について

行政と市民のか わりとは

問

施政方針の中で、制度や料金徴収、補助金のあり方などともに「行政と市民のかわり」の違いを課題とし、早期に解決し、統一することが、新市として新制度を確立することにつながると発言されたが、どのような「行政と市民のかわり」の違いがあると考えているか。

また、より良い「行政と市民のかわり」とはどのようなものであると考えているのか。

答

市長

「行政と市民のかわり」の違いについては、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町それぞれ異なった行政運営を行ってきたわけである。行政と市民との関係においては、対等の立場でなかったようなところもあったのではないかと考えている。

「よりよいかかり合い」というのは、行政と市民とが対等の立場で話し合い、常に行政は市民すべてに公平公正な立場でかわつていくことであると考えている。今後、行政を執行する上では、市民に対して説明責任を十分果たし、市民の理解を

いただくよう努めていきたい。

環境保全協定書の 締結は

問

「エコフロンティア かさま」について、環境保全協定に向けて、引き続き合意形成に努めるとある。市長もご存知の通り、地元の対応は一つになっているとはいえない。市長は茨城県環境保全事業団の理事でもあり、建設に反対している地元住民とは利害が一致しているとはいえない。どのように合意形成を図り、協定の締結を進めようとしているのか。

答

市長

平成13年12月18日に公共処分場に関する基本協定書が締結され、その協定書を受けて、4者協定が締結されてない状態であっても実施できる地域振興事業として13項目の事業がある。

現在、地元要望の強い幾つかの地域振興事業を行っているところであるが、今後は、地元の方々に、より一層「エコフロンティアかさま」の施設の安全性の周知を図り、地域の方々に対し、協定締結に向けて働きかけていきたい。

不必要な経費を 洗い出したか

問

合併に対して市民から寄せられた期待は、まず、行財政改革による市政のスリム化、将来を見据えた財政基盤の強化にあったと考える。そのような中で、今年度予算の総額は、17年当初の1市2町の予算総額に対し、36億円強率にして15.7%増とのこと。確かに、合併直後であり、合併前の3市町の事業を継続して新たなまちづくりを目指せば、予算は増加するものと考え。優先順位を明確にし、不必要な事業や経費を洗い出し、削減する作業は十分であったのか。

答

市長

合併前の3市町合計当初予算より、今年度一般会計予算が15.7%伸びている要因は、友部駅周辺事業において、平成18年度事業がピークで、対前年比較11億5201万1000円増、生活保護において、旧友部町、旧岩間町分の経費が新たに加わり、7億2018万7000円増、さらには児童手当支給対象者の拡大などによるものである。主だった事業については、合併協議の中で検討し、新市まちづくり計画において、必要性が高いと認められた事業について予算化している。また、投資的経費以外のものについては、合

併による事務調整方針により予算に計上した。

ただし、合併協議の中で、合併後調整するという項目も数多くある。これらについては、今後、事業調整を行い、合併効果を最大限に生かせるように努力していきたい。

不必要な事業は、私は「ない」と思っている。

ただ、補正などもあるので、私の考えを執行する上では、補正予算などに対応していきたい。

意見が違う場合には

問

合併を機に非常に市民も期待している。

要望要請もこれからたくさん出てくるだろうと思う。そのときに、市民と行政の目的の中で意見が違うということは当然ある。そのときに、市長は、どこに立って、どのように解決するのか。

答

市長

聞く姿勢は必要であり、市民の声を十分聞きながら行政運営をしていきたいが、市民の声を聞いたことがすべて実行できるということはない。最終的にどうしても考えが違った場合には、十分説明責任を果たしながら、市長として選任されている私の判断で実行させていただく。



市政懇談会から

市立病院の経営について



病院の経営は、
難しい時代に

問

4月5日の臨時議会で、市立病院事業会計の暫定予算における患者数を質問したところ、支出に合わせ算出している旨の答弁があった。また、医師不足などもあり、病院経営は非常に難しい状況にあり、これまでたくさんの人たちが相当苦勞し、今日に至っているものと推測できる。この結果として、今般提出された私立病院予算書も、現実離れたものが提出されたものと考えている。そこで、今年の4月と5月における1日当たりの入院患者数と外来患者数はそれぞれ何人なのか。

答

保健福祉部長

4月の延べ入院患者数は605人で、1日当たりの入院患者数は9.9人。延べ外来患者数は3610人で、1日当たりの外来患者数は90.3人である。

問

本年度予算では、市立病院事業補助金として1600万1000円が計上されている。この金額で本当に経営が成り立つのか。この金額の2倍近い収入不足が発生

するのではと懸念する。不足が生じた場合はどうするのか。

答

保健福祉部長

補助金のうち、1600万1000円は地方公営企業法に基づき繰出し基準により繰り出されており、純然たる運営資金としての補助金は6000万円である。

診療料や薬の料金は、すべて保険制度などで定められている。一般会計より繰出金を出さなければ、現在、経営が困難な状況にあることは確かである。しかし、これからも、なお一層のPRに努め、患者数の増や経費節減に努力し、補助金を多額にいただかなくて済むよう頑張っていきたい。

決算の段階で、経常損失があったときは、損失剰余金という形の中で処理していくようになるかと思う。

問

現在、常勤の医師が2名、非常勤の医師が1名。計画とおりの患者があるとする、医師にとつて相当ハードな勤務状態となることと推測できる。増員の見込みと増員を困難にしているネックは何か。

答

市長

県にお願いしたり、

自治医科大卒の医師に声をかけたり、国保連合会や全国自治体病院協議会、また民間の医師紹介会社などにあつせんをお願いしてきたが、なかなか現実には医師確保には至っていない。今後も引き続き努力をしていきたい。

また、研修制度の問題が大きな要因の一つであり、若い世代の医師の考え方が大きく変化をしているというようなことも要因の一つではないかと考えている。

思い切ったかじ取りを

問

平成14年から3年間に旧友部町で支払った補助金は3億1000万円、16年度末の欠損金は3億2000万円、それぞれ1世帯当たり約2万7000円になる。

私立病院を創立した当時は、一般の病院不足を解消して、高度の医療技術で気軽に診察してもらえろということ、期待と効果は非常に大であったと言え

ると思う。しかし、県立病院の機能が拡大したり、民間のクリニックも数多く開業する一方で、医師不足、多額の税金投入というこの現実を素直に認めざるを得ないのではないかとと思う。

財力、人材がある間に、対象とする病気を絞ったり、あるいは

は難病などを対象とし、特化した病院、あるいは、待遇を特別によくして優秀な医師を確保したり、高度医療に資源を集中するなど、思い切ったかじ取りが必要な段階に至っているのではないか。

答

市長

市立病院は、地域に密着した医療を実践し、特に高齢者の方々が安心してかかれる病院を目指して、在宅医療を重視し、訪問診療を積極的にしている。自分の家で生活を続けたい気持ちを大切にしながら、かかりつけ患者などには、夜間休日の急変にも対応していることで、診療対象病気を特化すること、病院の設置目的からみても、現在は考えていない。

検討結果が出るのはいつか

問

定か。

市長

検討した結果をいつごろまでに出す予定か。なるべく早い時期に結論を出していきたい。



市立病院での診察



入札制度と開かれた市政について

地元業者の育成と税金の地元還元は

問 一般競争入札にする

と、競争力の弱い地元業者の受注が難しくなってくる。

答 市長 一般競争入札は全国的に採用されているが、誰もが自由に参加できるというものはなくて、通常、何らかの参加条件を設定して、その条件に該当する業者のみが参加できる、いわゆる「条件付き一般競争入札」が採用されている。

その条件の一つには、地域条件というものがあり、発注金額に応じ、市内、隣接市町村、県内に本社、営業所のあるものなどの条件を付けることが、全国的に行われている。

当市においても、合併により技術力のある市内業者が多くなったことから、地域条件を市内に本社のあるものと設定することが可能となった。この条件を設定することにより、地元業者の受注機会が拡大すると

もに、地元業者の育成や税金の地元還元に寄与できるものと考えている。

問 談合防止策について、どのように対応するのか。

答 市長 一般競争入札は、当日まで参加者がわからないため、談合ができないといわれているが、大規模工事などで、参加条件を厳しく設定し、参加可能業者が少なくなってしまうような場合には、参加者が特定されてしまい、談合が発生する可能性も高いといわれている。

当市では、参加条件の設定に当たり、多くの業者が参加できるように、また、参加者が特定されないような条件を設定することによって、談合が行われな入札にしていきたい。

仮に談合情報があった場合には、その情報の信ぴょう性を見極め、談合の可能性が極めて高いと判断したときは、入札を中止し、また契約後であれば、工事の進捗状況によっては契約を解除するなどの措置を講じ、条件設定の変更、入札方法を変更するなど、入札のやり直しを行なう。その場合には、公正取引委員会や知事、国土交通大臣へ

通報し、厳正に対応していきたい。

電子入札制度の導入時期は

問 電子入札制度の導入とその他の実施時期はいつごろか。

答 市長 公共事業の調査、計画、設計、入札、施工、維持管理の各事業プロセスを発注する図面や地図、写真などのデータを電子化し、通信ネットワークを利用して情報の交換、共有、連携できる環境を創出することを目的とした、いわゆる「公共事業支援統合情報システム整備基本構想」を、平成8年度に国土交通省が策定し、すべての市町村で平成22年度までに完全導入を目指すことが望ましいといわれている。

茨城県では、県をはじめ全市町村が共同で電子入札システムを利用し、平成22年度までに完全導入することを目標に、「茨城電子入札システム共同利用運営協議会」を設置し、準備を進めている。

当市でも、この協議会に加盟し、研究、研修を重ねており、平成19年度以降の早い時期に電子入札を導入していきたい。

市民とのトラブル防止を

問 今回の合併により、各種手数料などが値上がりになった。これは合併協議の中で決められたことだが、窓口に来て、初めて知る人も大勢いた。しかし、「なぜ値上がりしたのか」と聞いても、「よくわからない」と答える窓口職員もいたという。

このような窓口のトラブルが、当然予想された今回の値上げに関し、窓口の職員がきちんと対応できるような文書を配布したり、トラブル防止のための指導や研修を行ったのか。

答 市長 今回の合併後に、職員による説明不足が窓口で何件もあったと聞いている。

各課長を通して、今後二度とこういうことがないようにという指示を出している。

行政は、常に説明責任をきちんと果たしていかなければいけないと私は思っており、今後とも、十分注意をして、市民のサービス低下を招かないよう対応していきたい。



入札会場にて



通学路の防犯情報サービスと 児童生徒の健全育成について

不審者情報を ホームページで

問 登下校時の安全確保のために立哨活動をしている「安心ネットワーク笠間」という団体が紹介されていた。

学校関係者、父兄による通学路の安全確保、自警団や高齢者による地域安全パトロールなど市民や行政の対応にも意識の高まりが感じられる。

通学路の防犯情報サービスとして、人権に配慮した不審者情報や危険地域情報などを市のホームページに掲載してどうか。

答 市民生活部長
安心して暮らせる安全な地域社会の形成は、警察だけに頼るものでなく、自治体や地域住民の力を合わせた総合的な取り組みが必要といえる。

不審な人物や車を発見したときは、各学校間で情報を迅速に共有するため、茨城県教育委員会のホームページの掲示板へ市町村ごとに掲載し、全県民へ注意を喚起している。また、笠間警察署管内の不審者情報としてホームページに掲載している。市のホームページへの掲載につ

いては、笠間警察署、教育委員会など関係機関と連携を図りながら、検討していきたい。

高野公男没後50周年にあたり

問 今年、作曲家船村徹氏との出せ作「別れの一本杉」の作詞家、旧笠間市出身の高野公男氏の没後50周年である。故坂本九氏とともに、多くの市民の力でふるさと笠間づくりに大きく貢献してきた。

この際、学校教育で、人生における友情の大切さや誠実に生きることを考え、副読本に採用してどうか。また、当時の歌が映画化され、話題になったと聞く。その映画を、市内全体、また教育現場で、PTA、小学校高学年、中学生や一般の方が見る機会を検討し、また、笠間を訪れる方々にも見てもらえるようにすべきでは。

答 教育長
笠間市には、多くの功績を残した先人がたくさんいる。小学校の社会化副読本に、郷土の人物を取り上げるページは限られているので、大変難しい面もある。ただ、友情とかその人の生き方については、資料

が整いさえすれば、道徳などの授業の中で取り上げていきたい。また、「別れの一本杉」の映画フィルムが借用できる条件が整えば、図書館などでの上映も可能ではないかと思う。

行財政の効率化 のために

問 行財政の効率化において、指定管理者制度やPFI、NPOへの事業のアウトソーシングと組織変更についての考えは。

答 市長公室長
多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力、資金及び経営の考え方、手法などを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることは大変重要な事項となっている。

指定管理者制度、PFI、NPOなどへ事業を外部委託することについては、本年度策定を予定している「笠間市行政改革大綱」において議論を重ね、検討したい。

問 臨時職員の現況と位置づけと部門の占有率は。

答 市長公室長
常勤的に勤務している臨時嘱託職員は、6月1日現在で、市長部局は70名、教育委員会部局は49名となっている。

また、配置基準としては、定例、典型的な事務、裁量判断、政策判断の伴わない事務、また一時的に発生する事務や勤務形態が短期短時間である職と定め、位置づけていきたい。占有率の高い部門として、学童保育、保育所、学校給食となっている。

問 専門職の嘱託、顧問採用による効率的な配置の確保を図り、行政運営に役立てては。

答 市長公室長
勤務形態などの人事管理の観点から、多様な雇用形態の職員の活用を検討し、効率的な配置に努める。

問 職員のスキルアップのため、民間事業

所や近隣都市と人事交流をしてはどうか。

答 市長公室長
現在、茨城県へ実務研修生として4名派遣している。民間事業所へは、今後、検討したい。

問 政策事業評価制度の導入実施の計画は。

答 市長公室長
今年度より事務事業評価制度の研究、検討を進め、今年度末に予定している総合計画の策定により、政策施策の目標が定まってくるので、その後、本格的な制度導入について、その是非を含め、試行などを重ねながら検討を進めたい。



高野公男氏の顕彰碑（工芸の丘公園）